

紹介

李樹健編著

『慶北地方古文書集』

吾国には奈良時代の古文書もかなりあり、時代の降るにつれてその量も龐大となる。

筆者が嘗つて日本古文書学の演習に出た時、学生の扱う文書が鎌倉から室町時代のものであるのに驚いた覚えがあるが、中国や朝鮮にはこの時代のものでさえも僅少と聞く。朝鮮については、戦前に若干の古文書の紹介や日本人の研究があり、戦後も少しは行われている。韓国では一九六〇年代に入って漸く古文書に関心がもたれ始め、其後次第に高まりつつある。しかし、所謂「壬辰」乱（秀吉の朝鮮侵略）以前のものは従来極めて少なく、また専従する研究者のいなかったこともあって、朝鮮古文書学はまだに成立をみていない。

一九七二年にソウル大学校附屬図書館編『ソウル大 古文書集真』が刊行された。これは同所蔵約五万点の古文書中より、李朝初代太祖から十五代光海君（一三九二至一

六二三）迄のもの、二三八点を影印したもので、本文二三八頁よりなるが、内容は官・私文書、それも種々に亘っている。古い文書が如何に少ないかは、これからも容易に知り得よう。

同年十二月二十日、金東旭編『古文書集真—壬乱以前文書を主として』（延世大学校人文科学研究所刊）が出た。これは同氏が主として慶尚北道を廻り撮影されたものであるが、他にソウル大学校蔵のものもかなりあって、前者との重複も見られる。古文書以外に、書状・諺簡・手決（花押）・懸板をも含み、百三十種を影印している。本書には同氏の「古文書の様式的研究序説」も収められている。表題には「壬乱（一五九二・一五九七）以前」としてはいるが、それ以降で万暦年間のものも多く目につく。御踏査の労を多とはするが、如何せん、旧家の保守壁に遮ぎられて、充分な成果を挙げ得られてない様である。

今度の李樹健氏編による本書は、その序によれば、慶尚北道盈徳郡に成宗期（一四七〇—一九四）の文書が多く存するとの報に接し、民族文化研究所の「嶺南地方古邑誌調査」なる事業を一時中断、一九七八年七

月から八〇年九月の約三ヶ年にかけて古文書の蒐集と整理に専従し、その結果成ったものという。李氏には『嶺南士林派の形成』（一九七九）其他の論著があり、その研究に古文書も用い、関心を有されていたが、この三年間は休学時の酷暑厳寒を冒して各地を歴訪、借り出しの不可能な場合は現地撮影し、それらを数人の助手と共に文書の配字通りに転写された。行・草書によるものも多く、判読甚だ困難であるが、同所の特別研究員李源胤氏に負う所甚大という。

文書の蒐集は、現在も古い風習を保ち、保守的な地域として名高い、慶尚北道安東郡を中心とする所謂「安東文化圏」及びその周辺であるが、李源胤氏は嶺南地方の儒宗退溪李滉の後裔にあたり、その地方の旧家と熟知の間柄にあって、文書調査に大きく寄与されたという。この様な人脈がなければ、今回の調査も恐らくは充分な成果を収め得なかつたと思われる。例えば「分財記」（家産相続）の収録数をみるに、ソウル大学校本・金東旭本・本書は、十五世紀のものは一・三・二一、十六世紀のものは一七・二五・一二四と、本書のそれが格段に多い。しかも各処からの寄せ集めではなく、

家門に伝来するものであるため、各文書が有機的に関連し、年代の古さと相俟って極めて高い資料性を帯びている。

さて、本書はA4版で八二八頁、文書は多くが行・草書で書かれているため、利用者の便を計って活字化されているが、原文書通りの配字とし、濫りに手が入っていない。収録文書は、法制史・社会史・経済史の基本資料となる公・私文書で、壬辰乱以前のものはすべて、以降のものは撰択の上収められている。この範疇外の文書は、補遺篇として刊行が予定されている。内容は、①

李氏の「序文」、②「目次」、③李氏の「解題及び研究篇」、④「原文」、⑤「図版」、⑥「索引」である。③は①「古文書の蒐集と整理経緯」、②「収録文書の種類と体制」、④「古文書所蔵家門の社会・経済的基盤」、⑤「古文書を通してみた時代の演変」よりなり、就中⑤は、安東地方の名門十三家に就いてかなり詳細な論述がなされている。

⑥は⑥「家産相続及び分財文書」（許与文記、和会文記、別給文記）、⑦「粘連文書」（所志、各種明文、傍音、各種立案）、⑧「家舎・土地・奴婢明文」（家屋・田畠明文、奴婢明文）、⑨「戸口單子」、⑩「雜文

書」からなるが、とり分け⑤が多い。⑤「図版」は本項と「原文」中掲載のもの都合六十六種あるが、元来保存がよくない上に、照明具も用いられていないとみえ、不鮮明なものが多くて遺憾である。⑥「索引」は、文書の種類・家門・個人名・地名・事柄等よりも引け、配慮が窺われる。

李氏はこれら文書の検討を経て、③に於て種々興味深い事柄を述べておられる。例えば、高麗中期から李朝前期（十五・十六世紀）迄は、男女均分相続制であり、「家継祀」においても、長子が妻家居処地に分家すれば、次子が家を継ぎ、又異姓養子、外孫奉祀、男女輪回奉祀もあった。ところが十七世紀以降は嫡男長子優位相続、嫡男長子承家奉祀となり、更に財産相続から女子は除かれる傾向となる。それが累代続いた結果十八世紀には、「万石君」等と呼ばれる大地主が各処に現われる。又「分財記」をみれば、十五世紀には奴婢、十六世紀には奴婢と土地、十七世紀には土地がそれぞれ多きを占めるが、十五世紀以来農業生産性の向上と日本及び清の侵略による奴婢の逃散等に起因して、次第に土地という不動産が主となった。

書自体についてみれば、料紙は家門の高低と貧富によってその質をかえ、通常吏読を混えた漢字で書かれるが、それも時代が降るに従って漢文式のものが増える傾向となる。又同時代でも漢文に習熟した人は漢文式で書き、そうでない人々は吏読を多く混えるという。その文体も個人によって差がみられる。文書に用いられるサインは、一般的に有識者は「手決」（花押）、文字を知らぬ人々は「手寸」（右又は左の中指の第一、第二関節間の長さを画く）や「手掌」（手全体の輪郭を画く）によるが、李朝初には有識者も「手寸」を用いた例がある。士族婦人は印章を押し、それは大体方形で、印記は「某（夫姓名）妻某氏」と篆書が普通で、黒印を用いるが、官文書には朱印を使う。

またまた目についたが、十六頁「権柱前成文」の第三行「……他余遠近族類等、戈只……」とある吏読「戈只」は、上につけて「等戈只」とすべきであろう。

筆者も又日本国内の朝鮮本を求めて同様な作業を行っているので、李氏を始めとする諸氏の努力に敬意を表し、又その困難の幾分かは理解し得るつもりである。時間的

或は種々の制限により多少の手抜きをしておられるが、将来の古文書学の確立や不慮の事態に備えるためにも、是非凡ゆる資料が蒐集、計測されねばならない。又手決にも留意されるべきである。李氏の述べられる如く、「教旨」（任命書）は形式は単純ではあるが、個人の経歴を知るには必須なものであり、決して疎かにされてはならない。撮影器具が完備され、網羅的に調査が継続されんことを切望して止まない。

更に失礼を顧みず述べれば、ソウル以外の学者には、その学問の志向や方法論に於て、ソウル大学校を中心とする、いわば「ソウル学派」の亜流とも言うべき人々が甚だ多い。しかるに本書は地方性を活かしたまさに好個の例で、かくも多くの資料を発掘、呈示されたること、学会への貢献極めて多大と言い得よう。同様な作業が、各地方、各分野に行われんことが期待される。筆者は語学の徒であり、本来紹介に当たるべくもないが、以前古文書に関心をもったこともあり、勧められるままに筆を執った。正鶴を逸したり、誤解した所あるやも知れないが、寛恕を乞いたい。

（一九八一年一〇月 韓国嶺南大学校

民族文化研究所資料叢書第二輯 嶺南
大学校出版部 四五〇〇ウオン
（藤本幸夫 富山大学人文学部助教授）

会 告

去る六月一〇日（木）開催された昭和五七年度春季定例の理事会・評議員会において、つぎの案件が承認・可決されました。

- 一、「史林」編集報告
 - 二、昭和五六年度決算報告および昭和五七年度予算案
 - 三、役員交代
- 新理事長に岸俊男、新常務理事に越智武臣両氏が選任され、旧理事長樋口隆康氏は理事に、旧常務理事地利明氏は評議員に復帰
- 以上

史学研究会

受贈図書

（一九八一年四月二日～五月二日）
研究年報（アジア・アフリカ文化研究所）
一五

東京商船大学研究報告 三一
歴史手帖（名著出版） 九一四、五
文学論叢（愛知大学） 六六
東洋史研究（京都大学） 三九一—四
日本歴史（日本歴史学会） 三九五、三九六

芸林（芸林会） 二九—四
立命館法学 一五〇—一五四
Historische Zeitschrift 一三一—三
考古（中国社会科学院） 一九七九—五、
一九八一—、二
考古学報（同） 一九八一—
立命館文学 四二四—四二六
経済科学（名古屋大学） 二八一—四
史游（学習院大学） 六
역사과학（朝鮮社会科学院） 一九八一—
СОБЕТСКАЯ ЭТИОГРАФИЯ 一九八
一一、二
人文研究（大阪市立大学） 三二（四）—